

○武雄市奨学資金貸与条例

平成18年3月1日

条例第94号

(目的)

第1条 この条例は、経済的理由により、大学又は高等学校及び高等専門学校（以下「高等学校等」という。）の修学が困難な者に対し奨学資金を貸与し、社会有用の人材を育成することを目的とする。

(貸与を受けることができる者の要件)

第2条 奨学資金の貸与を受けることができる者（以下「奨学生」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 市内に1年以上居住する者の子弟であること。
- (2) 学業成績が優良であること。
- (3) 学資の支弁が困難であること。
- (4) この条例による奨学資金以外の奨学金を受けていないこと。ただし、大学の学生については、この限りでない。

(貸与の額及び期間)

第3条 奨学資金の貸与額は、次のとおりとする。ただし、貸与期間は、当該学校の正規の修学期間とする。

- (1) 大学の学生 在学1年につき 240,000円
- (2) 高等学校等の生徒 在学1年につき 144,000円

2 奨学資金は、無利子とする。

(奨学生の決定)

第4条 奨学生は、武雄市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の選考を経て決定する。

(貸与の停止)

第5条 奨学生が休学したときは、その期間、奨学資金の貸与を停止する。

(貸与の廃止)

第6条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その理由のあった翌月から奨学資金の貸与を廃止する。

- (1) 退学したとき。
- (2) 死亡したとき。

- (3) 傷病その他の事由により成業の見込みがないとき。
- (4) 学生の本分に反する行いがあったとき。
- (5) 学業成績が著しく不良となったとき。
- (6) 奨学資金辞退の申出があったとき。
- (7) 保護者が市外に転出したとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、奨学生として適当でないと認められるとき。

(奨学資金の返還)

第7条 奨学生は、貸与を受けた奨学資金を、規則で定めるところにより返還しなければならない。

2 奨学生は、前条の規定により奨学資金の貸与を廃止された場合は、貸与を受けた奨学資金の全額を規則で定める期間内に返還しなければならない。

(返還の猶予)

第8条 進学、疾病その他特別の事由により奨学資金の返還が困難な者については、返還を猶予することができる。

(返還の免除)

第9条 奨学生が死亡したときは、奨学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併の武雄市奨学資金貸与条例（昭和33年武雄市条例第15号）又は北方町育英資金貸与基金条例（昭和39年北方町条例13号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

○武雄市奨学資金貸与条例施行規則

平成18年3月1日

教育委員会規則第17号

改正 平成19年10月29日教委規則第48号

平成21年2月20日教委規則第4号

平成21年3月30日教委規則第6号

平成23年2月21日教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は武雄市奨学資金貸与条例（平成18年条例第94号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(奨学資金の交付)

第2条 奨学資金は、奨学生に対し、条例第3条第1項各号に規定する額を毎年5月に交付する。

(出願の手続)

第3条 奨学資金の貸与を受けようとする者は、次に掲げる書類を教育長が指定する日までに、教育長に提出しなければならない。

- (1) 奨学資金貸与願書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 奨学生推薦書（様式第3号）
- (4) 世帯全員の住民票
- (5) 連帯保証人の所得証明書
- (6) 連帯保証人の納税証明書

(連帯保証人)

第4条 前条の奨学資金貸与願書及び誓約書（以下「願書等」という。）には、連帯保証人2人が連署しなければならない。

2 連帯保証人のうち1人は、貸与を受けようとする者の保護者としなければならない。

3 保護者以外の連帯保証人は、次に掲げる者のうち、武雄市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が保証能力があると認める者とする。

- (1) 3親等以内の親族
- (2) 本市に住所を有する者。ただし、これにより難しい場合には、佐賀県内に住所を有する者とする。

4 教育長は、連帯保証人として不適当と認めるときは、奨学生に対し連帯保証人を変更させることができる。

(推薦者)

第5条 第3条第3号の推薦者は、次のとおりとする。

(1) 現に高等学校又は高等専門学校（以下「高等学校等」という。）、中学校に在学する者で、大学、高等学校等進学前の者にあつては、在学する高等学校等又は中学校の校長

(2) 現に大学、高等学校等に在学する者で、当該学校に在学中奨学資金の貸与を希望するものにあつては、在学する大学又は高等学校等の学（校）長

(3) 卒業後、大学、高等学校等へ進学する者にあつては、卒業した高等学校等又は中学校の校長

(奨学生の決定)

第6条 教育長は、願書等の提出があつたときは、内容を審査し、教育委員会に諮って決定し、奨学生決定通知書（様式第4号）により本人に通知するものとする。

2 前項の規定により奨学生として決定の通知を受けた者は、進学届（様式第5号）を速やかに教育長に提出しなければならない。

(在学証明書及び学業成績表の提出)

第7条 奨学生は、毎学年の在学証明書を4月末日までに、毎学年の学業成績表を翌年度の4月末日までに教育長に提出しなければならない。

(異動等の届出)

第8条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに当該各号に定める様式による届書を教育長に提出しなければならない。ただし、奨学生に事故があるときは、保護者が届け出なければならない。

(1) 休学したとき 休学届（様式第6号）

(2) 転学し、退学し、又は卒業したとき 転学（転校・退学・卒業）届（様式第7号）

(3) 奨学資金の貸与を辞退しようとするとき 奨学資金辞退届（様式第8号）

(4) 保護者が市外に転出したとき 保護者転出届（様式第9号）

(5) 奨学生が死亡したとき 死亡届（様式第10号）

(6) 奨学生の氏名、住所に変更があつたとき 氏名（住所）変更届（様式第11号）

(7) 連帯保証人を変更しようとするとき、又は連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき 連帯保証人変更届（様式第12号）

（貸与の復活）

第9条 条例第5条の規定により奨学資金の貸与を停止された者が復学したときは、奨学資金復活願（様式第13号）を教育長に提出しなければならない。

（貸与停止・廃止の決定）

第10条 教育長は、第8条第1号の規定により、奨学生から休学届の提出があったときは、奨学資金の貸与の停止を決定する。

2 教育長は、第8条第2号から第5号までの規定により、奨学生又はその保護者から届出があったときは、奨学資金の貸与の廃止を決定する。ただし、転学又は転校の場合は、この限りでない。

3 教育長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸与廃止調書を作成し、教育委員会の審議に付さなければならない。

(1) 傷病その他の事由により成業の見込みがないとき。

(2) 学生の本分に反する行いのあったとき。

(3) 学業成績が著しく不良となったとき。

（貸与停止・廃止報告）

第11条 教育長は、貸与の停止又は廃止を決定したときは、教育委員会にその旨を報告しなければならない。

（貸与停止・廃止通知）

第12条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するとき、速やかにその旨を貸与停止決定通知書（様式第14号）又は貸与廃止決定通知書（様式第15号）により、奨学生に通知しなければならない。ただし、奨学生の死亡又は退学により貸与の廃止を決定したときは、この限りでない。

(1) 第10条第1項の規定により貸与の停止を決定したとき。

(2) 第10条第2項の規定により貸与の廃止を決定したとき。

(3) 第10条第3項の規定により貸与の廃止が教育委員会で議決されたとき。

（借用証書の提出）

第13条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するとき、貸与を受けた奨学資金の金額について、連帯保証人と連署の上、奨学資金借用証書（様式第16号）及び奨学資金返還明細書（様式第17号）を速やかに教育長に提出しなければならない。

(1) 条例第3条に規定する貸与期間が満了したとき。

(2) 条例第6条の規定により貸与を廃止されたとき。

(返還期間)

第14条 奨学生は、貸与を受けた奨学資金の金額を、卒業後の1年後から10年以内に月賦、半年賦又は年賦で返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

2 条例第7条第2項の規則で定める期間は、次のとおりとする。

(1) 貸与期間が2年7月以上のとき 貸与廃止の日から10年以内

(2) 貸与期間が1年7月以上2年6月以内のとき 貸与廃止の日から6年以内

(3) 貸与期間が1年6月以内のとき 貸与廃止の日から 3年以内

(返還猶予)

第15条 条例第8条の規定により奨学資金の返還を猶予することができる事由は、奨学生が、次の各号のいずれかに該当する場合とし、その期間は、当該各号に定めるところによる。

(1) 大学、大学院又はこれらと同程度の学校に在学するとき 当該在学期間

(2) 災害又は傷病その他やむをえない事由によって返還が著しく困難となったとき 1年以内。ただし、更にその事由が継続するときは、願い出により引き続き1年ずつ延長することができる。

2 奨学資金の返還猶予を受けようとする者は、奨学資金返還猶予願（様式第18号）にその事由を証明することのできる書類を添付して、教育長に提出しなければならない。

3 前項の規定による返還の猶予の願い出があったときは、教育長は、その内容を審査し、適当と認めたときは、奨学資金返還猶予決定通知書（様式第19号）により、本人に通知する。

(返還免除)

第16条 条例第9条の規定により返還免除を受けようとする者は、要件に該当することとなった日から2箇月以内に、奨学資金返還免除願（様式第20号）を教育長に提出しなければならない。

(貸与台帳及び返還台帳)

第17条 教育長は、奨学資金の貸与台帳及び返還台帳を作成し、奨学資金の貸与及び返還の状況を記録しなければならない。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、奨学資金の貸与に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の武雄市奨学資金貸与規則（昭和51年武雄市教育委員会規則第2号）又は北方町育英資金貸付条例施行規則（昭和40年北方町規則第1号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成19年教委規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年教委規則第6号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年教委規則第1号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

奨学資金貸与願書

ふりがな				※ 男女	生年月日	年 月 日 (満 歳)
氏 名						
住 所						
在学(出身)学校名						
進学希望校	第1					
	第2					
家族の状況(本人を除く。)	続柄	氏 名	年齢	職業・勤務先	前年所得	備 考
※ 他の奨学資金の有無(有) (無)						
<p>上記のとおり相違ありませんので、武雄市奨学資金の奨学生として採用いただきますようお願いいたします。</p> <p>年 月 日</p> <p>武雄市教育委員会</p> <p>教育長 様</p> <p>本 人 住 所 氏 名 ㊟</p> <p>連帯保証人 住 所 (保護者) 氏 名 ㊟</p> <p>連帯保証人 住 所 氏 名 ㊟</p> <p>本人との続柄</p>						
決定番号		学校名		貸与期間	年 月から 年 月まで	

- (注) 1 続柄は本人との続柄を記入してください。
 2 ※印のところは、該当するものを○で囲んでください。
 3 本人及び連帯保証人(保護者含む。)は自署してください。
 4 連帯保証人(保護者含む。)は実印を押印し、印鑑証明書を添付してください。
 5 この願書には、本人及び保護者の世帯全員の住民票、世帯全員の所得証明書、保護者の納税証明書、連帯保証人の所得証明書及び納税証明書を添付してください。
 6 太枠は記入しないでください。

様式第2号(第3条関係)

誓 約 書

年 月 日

武雄市教育委員会

教育長 様

奨学生として採用の上は、武雄市奨学資金貸与条例及び武雄市奨学資金貸与条例施行規則の規定を守ります。

なお、貸与終了後は規定に従い返還義務を誠実に履行することを誓約します。

本 人 住 所

氏 名

㊦

電話番号

連帯保証人 住 所

(保護者) 氏 名

㊦

電話番号

本人との続柄

連帯保証人 住 所

氏 名

㊦

電話番号

本人との続柄

(注) 1 自署してください。

2 連帯保証人(保護者含む。)は実印を押印し、印鑑証明書を添付してください。

様式第3号(第3条関係)

奨学生推薦書

ふりがな 氏名		性別	※ 男・女
		生年月日	年 月 日生
学業成績の評価平均値			
就学判定		※ 可・要注意	
行動及び性格記録(A、B、Cの三段階評価によること。)			
項目	評価	項目	評価
基本的な生活態度		情緒の安定	
自主性		責任感	
向上心		公正	
創造性		公共心	
勤労意欲		社会性	
人物所見			
学力総合判定		人物総合判定	
※ A 特に優れている B 優れている C 普通		※ A 特に優れている B 優れている C 普通	
上記の者を奨学生として適当と認めますので、推薦します。 年 月 日 武雄市教育委員会 教育長 様 学校名 校長 <input type="checkbox"/>			
記入責任者氏名		<input type="checkbox"/>	

- (注) 1 ※印のところは、該当するものを○で囲んでください。
 2 この調書には、学業成績表を添付してください。

様式第4号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

武雄市教育委員会
教育長



奨学生決定通知書

下記のとおり武雄市奨学生に決定したことを通知します。

記

決 定 番 号	年度第 号
貸 与 金 額	年額 円
貸 与 期 間	年 月から 年 月まで

様式第5号(第6条関係)

進 学 届

年 月 日

武雄市教育委員会
教育長

様

本 人 住 所

ふりがな

氏 名

電話番号



下記のとおり進学しましたので、届け出ます。なお、奨学資金は、下記の口座に振り込んでください。

記

1 卒業学校名

2 卒業年月

3 進学した学校

学校名

学部、学科等

4 3の学校の卒業予定年月

年 月

5 振込希望口座(奨学生本人名義)

※

銀行

農協

※

本店・支店

本所・支所

預金種別 普通・当座

口座番号

上記の者は、本校に在学していることを証明します。

年 月 日

学(校)長



注 ※印のところは、該当するものを○で囲んでください。

様式第6号(第8条関係)

休 学 届

年 月 日

武雄市教育委員会
教育長

様

本 人	決定番号	年度第	号
	住 所		
	氏 名		印
	電話番号		
	学 校 名		
	学 年 第	学 年	
連帯保証人	住 所		
(保護者)	氏 名		印
	電話番号		
連帯保証人	住 所		
	氏 名		印

下記のとおり休学しましたので、届け出ます。

記

- 1 休学期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 休学の理由

上記のとおり休学を許可しました。

年 月 日

学(校)長

印

(注) 休学が傷病による場合は、医師の診断書を添付してください。

様式第7号(第8条関係)

転学(転校・退学・卒業)届

年 月 日

武雄市教育委員会
教育長

様

本人	決定番号	年度第	号
	住所		
	氏名		㊦
	電話番号		
連帯保証人 (保護者)	住所		
	氏名		㊦
	電話番号		
連帯保証人	住所		
	氏名		㊦

年 月 日付けて下記のとおり転学(転校・退学・卒業)しましたので、届け出ます。

記

- 1 転学(転校)
 - (1) 転学(転校)後の学校
学校名
学部、学科等
 - (2) 転学(転校)前の学校
学校名
学部、学科等
- 2 退学
 - (1) 退学した学校
学校名
学部、学科等
- 3 卒業
 - (1) 卒業した学校
学校名
学部、学科等

上記の事実を証明します。
年 月 日

学(校)長

㊦

- 注 1 転学(転校)、退学及び卒業については、該当する番号を○で囲み、必要な事項を記入してください。
- 2 転学(転校)の場合は、転学(転学)後の学(校)長の証明を受けてください。

様式第8号(第8条関係)

奨学資金辞退届

年 月 日

武雄市教育委員会
教育長

様

本 人	決定番号	年度第	号
	住 所		
	氏 名		㊟
	電話番号		
連帯保証人	住 所		
(保護者)	氏 名		㊟
	電話番号		
連帯保証人	住 所		
	氏 名		㊟

下記の理由により奨学資金の貸与を辞退したいので、届け出ます。

記

1 辞退理由

様式第9号(第8条関係)

保護者転出届

年 月 日

武雄市教育委員会
教育長

様

本人	決定番号	年度第	号
	住所		
	氏名		㊟
	電話番号		
連帯保証人	住所		
(保護者)	氏名		㊟
	電話番号		
連帯保証人	住所		
	氏名		㊟

次のとおり保護者が転出したので、届け出ます。

記

1 転出先

住所

(アパート名等)

2 転出年月日

年 月 日

(注)1 転出先の住民票(家族全員)を添付してください。

様式第10号(第8条関係)

死 亡 届

年 月 日

武雄市教育委員会
教育長

様

保護者(遺族) 住 所

氏 名

㊟

電話番号

連帯保証人 住 所

氏 名

㊟

下記の奨学生が、 年 月 日死亡しましたので、届け出ます。

記

1 決定番号 年度第 号
氏 名

注 1 返還の免除を受ける場合は、死亡日から2箇月以内に奨学資金返還免除願に戸籍抄本を添付の上、提出してください。

様式第11号(第8条関係)

氏名(住所)変更届

年 月 日

武雄市教育委員会

教育長

様

本 人	決定番号	年度第	号
	住 所		
	氏 名		㊟
	電話番号		
連帯保証人	住 所		
(保護者)	氏 名		㊟
	電話番号		
連帯保証人	住 所		
	氏 名		㊟

次のとおり変更したので、届け出ます。

記

1 変更事項

2 変更期日

様式第12号(第8条関係)

連 帯 保 証 人 変 更 届

年 月 日

武雄市教育委員会
教育長

様

本 人	決定番号	年度第	号
	住 所		
	氏 名		㊟
	電話番号		
連帯保証人	住 所		
(保護者)	氏 名		㊟
	電話番号		
(新)連帯保証人	住 所		
	氏 名		㊟
	電話番号		
(旧)連帯保証人	住 所		
	氏 名		㊟
	電話番号		

連帯保証人を下記のとおり変更したいので、届け出ます。

記

1 新連帯保証人

- (1) 氏 名
- (2) 生年月日
- (3) 本人との続柄

2 変更の理由

(注) 1 自署とする。

- 2 新連帯保証人は、実印を押印し所得証明書及び納税証明書を添付してください。
また、奨学資金借用証書を提出した後に連帯保証人を変更する場合は、新連帯保証人の印鑑証明書を併せて添付してください。

様式第13号(第9条関係)

奨学資金復活願

年 月 日

武雄市教育委員会
教育長

様

本人 決定番号 年度第 号

住 所

氏 名

㊦

電話番号

在学学校名

学部、学科等

学 年

第 学年

連帯保証人 住 所

(保護者) 氏 名

㊦

電話番号

連帯保証人 住 所

氏 名

㊦

下記のとおり復学しましたので、奨学資金の貸与の復活(※及び貸与期限の延期)を申請
します。

記

1 入学年月 年 月

2 休学期限 年 月 日から 年 月まで

3 卒業予定 年 月

※4 延期を希望する貸与期限 年 月

※5 従前の貸与期限 年 月

上記の願い出を適当と認めます。

年 月 日

学(校)長

㊦

(注) 1 休学が傷病による場合は、医師の診断書を添付してください。

2 ※印のところは、貸与期限の延期を併せて申請する場合に記入してください。

様式第14号(第12条関係)

第 号
年 月 日

決定番号 年度第 号
様

武雄市教育委員会
教育長



貸与停止決定通知書

下記の事由により奨学資金の貸与を停止する。

記

1 停止事由

2 停止期間

年 月 日から 年 月 日まで

様式第15号(第12条関係)

第 号
年 月 日

決定番号 年度第 号
様

武雄市教育委員会
教育長



貸与廃止決定通知書

下記の事由により奨学資金の貸与を廃止する。

記

1 廃止事由

2 廃止期日

年 月 日

様式第16号(第13条関係)

奨学資金借用証書

収入
(200円)
印紙

借用金額	百	十	万	千	百	十	円
------	---	---	---	---	---	---	---

武雄市奨学資金貸与条例による奨学生として貸与を受けた奨学資金は、規定に従い、私ども連帯で奨学資金返還明細書のとおり滞りなく返還します。

年 月 日

武雄市教育委員会

教育長 様

本人 決定番号 年度第 号
住 所
氏 名 ①
電話番号
連帯保証人 住 所
(保護者) 氏 名 ①
電話番号
本人との続柄

上記奨学生及び保護者の誓約不履行による一切の責任は私が弁償することを保証します。

連帯保証人 住 所
氏 名 ①
電話番号
本人との続柄

- (注) 1 自署とする。
2 連帯保証人(保護者含む。)は、実印を押印し、印鑑証明書を添付してください。
3 文字はかい書で、数字は算用数字で正確に記入してください。
4 金額を訂正するときは、朱線で消し、実印を押印してください。

様式第17号(第13条関係)

奨学資金返還明細書

年 月 日

武雄市教育委員会
教育長

様

本人 決定番号 年度第 号

住所

氏名

印

電話番号

連帯保証人 住所

(保護者) 氏名

印

電話番号

連帯保証人 住所

氏名

印

電話番号

貸与を受けました奨学資金は、次の方法により返還いたします。

借用金額	円		
貸与終了年月日	年 月 日		
貸与終了の理由	※ 満期 ・ 辞退 ・ 退学 ・ 廃止 ・ 死亡		
返還方法	※ 年賦	月	円
	※ 半年賦	月	円
		月	円
	※ 月賦	毎月	円
返還期間	年 月 日から 年 月 日まで		
返還期日	年 月 日		
支払方法	※ 口座振替	別紙自動払込・口座振替利用申込書に記入	
	※ ゆうちょ銀行払込	納付書送付先	
	※ 銀行・農協払込		
卒業後の連絡先			
就職予定先及び所在地			

(注) 1 ※印のところは、該当するものを○で囲んでください。

2 金額等を訂正するときは、朱線で消し、実印を押印してください。

様式第18号(第15条関係)

奨学資金返還猶予願

年 月 日

武雄市教育委員会
教育長

様

本人	決定番号	年度第	号
	住所		
	氏名		①
	電話番号		
連帯保証人	住所		
(保護者)	氏名		①
	電話番号		
連帯保証人	住所		
	氏名		①

下記の理由により奨学資金の返還が困難であるので、猶予していただきますようお願いいたします。

記

- 1 希望する返還猶予期間
年 月から 年 月まで
- 2 返還猶予を希望する理由
- 3 家族の状況
- 4 添付書類

- (注) 1 返還猶予を希望する理由は、災害、傷病、進学、入学準備、未就職、失職、収入等について、詳細に記入してください。
- 2 理由を証明することのできる書類を添付してください。
- 3 返還猶予期間は、大学、大学院又はこれらと同程度の学校に在学する場合を除き、1年以内とします。ただし、その理由が継続するときは、願い出により引き続き1年ずつ延長することができます。

様式第19号(第15条関係)

第 号
年 月 日

決定番号 年度第 号
様

武雄市教育委員会
教育長



奨学資金返還猶予決定通知書

年 月 日付けで届出のあった奨学資金の返還猶予について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 猶予期間

年 月 日から
年 月 日まで

様式第20号(第16条関係)

奨学資金返還免除願

年 月 日

武雄市教育委員会
教育長

様

保護者(遺族) 住 所

氏 名

㊟

電話番号

連帯保証人 住 所

氏 名

㊟

下記の者の死亡により奨学資金の返還を免除していただきたく、戸籍抄本を添えて願います。

記

1 決定番号 年度第 号

氏 名

2 死亡年月日

年 月 日

3 免除を受けたい金額

円

(注)1 この申請書は、死亡の日から2箇月以内に提出してください。

様式第1号 (第3条関係)
様式第2号 (第3条関係)
様式第3号 (第3条関係)
様式第4号 (第6条関係)
様式第5号 (第6条関係)
様式第6号 (第8条関係)
様式第7号 (第8条関係)
様式第8号 (第8条関係)
様式第9号 (第8条関係)
様式第10号 (第8条関係)
様式第11号 (第8条関係)
様式第12号 (第8条関係)
様式第13号 (第9条関係)
様式第14号 (第12条関係)
様式第15号 (第12条関係)
様式第16号 (第13条関係)
様式第17号 (第13条関係)
様式第18号 (第15条関係)
様式第19号 (第15条関係)
様式第20号 (第16条関係)